

北九州市立消費生活センター あんしんサポートニュース

大雨や台風などをきっかけにした 悪質商法に注意しましょう！

自然災害をきっかけや口実にした便乗商法について、多くのご相談が寄せられています。便乗商法の被害にあったり、不安を感じたときは消費生活センターにご相談ください。

<相談事例>

「大雨で被害があったのではないですか。加入している火災保険で全部修理できるので保険の申請も含めすべて任せてほしい。」と勧誘され契約した。契約書をよく読むと、保険金額のほぼ半額をサポート料として払うとなっている。そうすると、修理にまわす費用がなくなるのではないかと思い、キャンセルするというと、多額のキャンセル料を払えと怖い口調で言ってきた。（70代女性）

<アドバイス>

- 「保険申請のサポートをするので、自己負担なく修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約しないようにしましょう。

加入している火災保険の申請は、高額な費用を払ってまでサポートしてもらう必要はありません。ご自身で直接、損害保険会社や代理店に問い合わせましょう。

- うその理由で保険金を請求してはいけません。

老朽化によるものや、もともと壊れているところについて、自然災害によるものと偽って保険金請求をすると、保険金詐欺に該当するおそれがあります。事業者に任せていて、知らない間に詐欺に加担してしまうという事例もあります。

- 不審な勧誘を受けたり、不安を感じた場合は消費生活センターに相談してください。

北九州市立消費生活センター（ウェルとばた7F）	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。
まずは消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん